

令和2年度 第1回 忠岡町防災会議議事録要旨

日時	令和2年11月25日(水) 10:00~10:45
場所	忠岡町役場3階 研修室1・2
出席者	(会長) 杉原町長 岡田委員、川合委員、大木委員(森協委員代理)、西端委員、近藤委員、立花委員、村田委員、東委員、谷野委員、二重委員、森下委員、柏原委員、富本委員、柏木委員、新谷委員、山本委員、宮原委員(吉田委員代理)、美馬委員(熊崎委員代理)、栗原委員(松村委員代理)、徳谷委員、上ノ山委員、高倉委員
事務局	自治政策課 小倉課長、藤田、森、深江 (株)日本インシーク 中村、井倉、東條
傍聴者	1名
配布資料	1 会議次第 2 忠岡町防災会議委員名簿 3 忠岡町防災会議条例 4 忠岡町地域防災計画 概要版 5 【資料1】「令和2年度第1回忠岡町防災会議」 6 【資料2】「忠岡町地域防災計画の修正案の概要」
会議次第	1. 開会 2. 会長挨拶 3. 委員紹介、事務局紹介等 4. 議題 (1) 地域防災計画の概要について (2) 忠岡町地域防災計画の修正案の概要について 5. その他 6. 閉会

議事の経過	
発言者	発言内容
会長(町長)	1. 開会 2. 会長挨拶 今回、10月18日に第12代の町長を拝命した杉原健士です。安全で安心なまちづくりを進めて参る所存ですので、ご指導、ご鞭撻をいただきますよう、よろしくお

	<p>願い申し上げます。本日は、委員の皆様方におかれましては、何かとご多忙の中、ご出席賜りまして誠にありがとうございます。また、平素より本町にご支援、ご協力いただき厚くお礼申し上げます。</p> <p>さて、本年は、新型コロナウイルスの感染拡大の中、委員の皆様におかれましては、感染症対策や危機管理業務に大変ご苦労されている状況と存じます。</p> <p>また、本年7月には記録的な豪雨災害により熊本県を中心とした九州や中部地方など甚大な被害をもたらしました。近年、自然災害は多様化しており、その発生頻度が増すとともに被害も甚大化しています。防災危機管理につきましても、感染症対策を含め、台風や豪雨などの風水害対策や地震への対策、防災体制の強化など多岐にわたりますが、あらゆる自然災害の形に備えた対応をしていかなければなりません。本会議におきましても、過去の災害の教訓を踏まえ、国の防災基本計画、大阪府地域防災計画との整合を図り、より実行性の高い忠岡町地域防災計画とするためのご議論をいただきたいと存じます。</p> <p>今回の会議を通じて、より一層委員の皆様方との連携強化を図れるよう会議運営に努めたいと存じます。</p> <p>ご協力を賜りますようお願い申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。</p>
司会	<p>3. 委員紹介・事務局紹介</p> <p>出席委員の紹介。</p> <p>事務局の紹介。</p> <p>会議での傍聴者数が1名</p> <p>なお、本日の会議の「会議録」につきましては、公表としておりますので、録音をさせていただきます。ご了承のほど、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議題の「(1) 地域防災計画の概要について」に入らせていただきます。</p>
事務局	<p>4. 議 題</p> <p>(1) 地域防災計画の概要について</p> <p>(1)防災会議とは</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災会議は災害対策基本法（第14条から第17条）に基づく常設の会議です。 ・ 防災会議では、地域防災計画の作成及び実施の推進、災害時の情報収集、各機関の連絡調整、災害時における緊急措置の計画及び実施等を行います。 ・ 自治体の首長を会長とし、地域に関係する公共機関の職員等を委員に定めます。 <p>(2) 忠岡町の防災会議のスケジュールについて</p> <p>本日は、防災計画の修正案の概要で大きな修正の枠組みと修正方針を説明します。その方針と本日頂いたご意見をもとに、事務局で修正案を検討し、関係機関との調整を行い、忠岡町地域防災計画（案）としてとりまとめていく予定です。</p> <p>来年の2月を予定する第2回忠岡町防災会議において、そのとりまとめ案をご審議いただきたいと考えています。</p>

<p>司会</p> <p>事務局</p>	<p>(3) 忠岡町の地域防災計画の目的について</p> <p>忠岡町の地域防災に関する総合的な計画として</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民の生命、身体及び財産をあらゆる災害から守る。 ・住民の生活の安全を保護することを目的とするものです。 <p>(4) 忠岡町地域防災計画策定の経緯</p> <p>忠岡町の地域防災計画は昭和 39 年に策定され、今回は昭和 27 年に見直しを行っています。平成 30 年には大阪北部を震源とする地震、台風 21 号などの災害が発生し、度重なる災害の教訓を踏まえた修正、また、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく修正が必要となっています。</p> <p>(5) 忠岡町国土強靱化計画と忠岡町地域防災計画との関係について</p> <p>忠岡町では、現在、忠岡町国土強靱化地域計画を策定中です。忠岡町地域防災計画は、忠岡町国土強靱化地域計画を指針として定めることとなります。</p> <p>国土強靱化地域計画の内容につきましては、次回防災会議でご報告させていただきます。</p> <p>今の説明について、何かご質問・ご意見等があればどうぞ。 (意見なし)</p> <p>それでは、「(2) 忠岡町地域防災計画の修正案の概要」について、説明願います。</p> <p>(2) 忠岡町地域防災計画の修正案の概要について</p> <p>忠岡町の地域防災計画の修正の方針について説明します。</p> <p>資料の「忠岡町の地域防災計画の修正(案)の概要」をご覧ください。</p> <p>資料の左側に現行計画の概要を記載しています。お手元に概要版もご用意しておりますのでご覧ください。</p> <p>忠岡町地域防災計画は、災害対策基本法第 42 条に基づき作成され、災害対策にあたっては、『減災』の考え方を基本理念に据え、「Ⅰ 命を守る、Ⅱ 命をつなぐ、Ⅲ 必要不可欠な行政機能の維持、Ⅳ 経済活動の機能維持、Ⅴ 迅速な復旧・復興」の五つの基本方針で対策を講ずるとしています。</p> <p>今回の修正主旨は、「○熊本地震、大阪北部を震源とする地震や台風 21 号など度重なる災害の教訓を踏まえた修正、○国の防災基本計画の修正、大阪府地域防災計画の修正を踏まえた修正」を本町の防災計画に反映させるものです。</p> <p>主な修正内容の項目として、次の項目の修正を予定しています。</p> <p>○国の防災基本計画・大阪府地域防災計画の修正を踏まえた修正は、次の項目です。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 災害廃棄物等（津波堆積物を含む）処理に項目を追加 ② 洪水リスクの開示、避難勧告等の発令基準の設定等を追加 ③ 行政機能の維持のための代替庁舎の特定、非常時優先業務の整理等を追加 ④ 災害情報の収集伝達と町民への情報提供の充実（L-アラート等）
----------------------	---

- ⑤ 庁舎の被災等に備え、避難行動要支援者の名簿情報の適切管理を追加
- ⑥ 輸送拠点として活用可能な民間事業者施設の把握を追加
- ⑦ 住民等の主体的な避難所運営への配慮、非常用電源の確保等を追加

○熊本地震の教訓等を踏まえた修正は、次の項目です。

- ①庁舎等（防災拠点）の非構造部材を含む耐震化の推進を追加
- ②防災知識の普及啓発項目に、避難勧告の発令時にとるべき行動等を追加
- ③指定避難所に滞在することができない被災者に対する支援を追加
- ④住宅の応急確保として、借上型仮設住宅の活用を追加

○度重なる災害の教訓等を踏まえた修正は、次の項目です。

- ①自助・共助の推進に向けた住民や事業者の基本的責務を明記
- ②帰宅困難者への支援対策の充実
- ③外国人に対する支援体制の整備を追加
- ④耐震診断や耐震改修、ブロック塀の安全対策等の促進
- ⑤ボランティアの受け入れに中間支援組織を含めた体制構築を追加

○最新の取り組みを踏まえた修正は、次の項目です。

- ①地域特性や想定される災害を踏まえた避難場所の選定を追加
- ②「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」の内容を追加
- ③警戒レベルを用いた避難情報の伝達と住民等がとるべき行動の明示
- ④「南海トラフ地震防災対策推進計画」の追加（付編2として新規記載）
- ⑤要配慮者利用施設等における避難確保計画の作成や訓練実施の記載

○その他の修正

- ①大阪府及び忠岡町の組織改編等の反映
- ②文言表記の統一

以上が今回の修正案のアウトラインです。

今の説明について、何かご質問・ご意見等があればどうぞ。

（意見なし）

特にないようですので、その他案件に移ります。

5. その他

何か、その他ご意見があればどうぞ。

特にないようですので、本日は閉会とさせていただきます。

本日は、ありがとうございました。（閉会）

司会